

条 例

埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十三号

埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
(埼玉県県営住宅条例の一部改正)

第一条 埼玉県県営住宅条例(昭和三十四年埼玉県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同項後段及び同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十四条の見出し及び同条第一項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第二項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に、「当該入居権利者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるもの」を「知事が適当と認める者」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第十五条第二項第一号イ中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同号ハ中「同条第二項後段又は」を削り、同号ニ中「同条第三項において準用する第十三条第二項後段の有効期間又は次条第五項」を「同条第四項」に改める。

第十六条第二項第一号中「同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改め、同条第三項中「同項後段中「同項の」とあるのは「同条第二項の」と、「次項及び同項において準用する第十六条の二第二項から第四項まで」とあるのは「第十五条第二項第一号ニ、第十六条第四項及び第十六条の二第一項第三号イ」と、「前項」とあるのは「第十六条第二項」とを削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に、「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改め、「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削り、同項を同条第五項とする。

第十六条の二第一項中「(第三号イに該当する場合にあつては、二年)」及び「(この項第三号イを除く。)」を削り、同項第三号中「次に掲げる者」を「この項の規定により第十三条第一項の承認に有効期間を付された入居権利者」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「(第一項第三号イに該当する場合にあつては、二年)」を削る。

第二十条第一項中「同条第二項後段若しくは」及び「(第十三条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「同条第三項において準用する第十三条第二項後段若しくは第十六条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項又は第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充ててることを請求することができない。

第二十二条第一項中「次条第四号に掲げる費用」を「知事とその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第二十三条第四号を次のように改める。

四 前条第一項において県が負担することとされているもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

第三十条第二項中「前条ただし書」を「第二十九条ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第四十三条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改め、同条第四項第一号中「第十三条第六項」を「第十三条第五項」に改め、同項第二号中「連帯保証人」を「緊急時等連絡先」に改める。

第五十条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「前項」を「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第三項中「第一項」に、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、同条第三項を「同条第四項」に改める。

第六十条中「第十二条、第十三条(第三項を除く。)、第十四条」を「第十二条から第十四条まで」に、「第十六条第一項、第二項及び第五項」を「第十六条

第一項、第二項及び第四項」に、「第十三条第三項並びに第十六条第四項及び第六項」を「第十六条第五項」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例(平成六年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「同程度以上の所得を有する者で知事が適当と認める連帯保証人が署名」を「緊急時等に連絡をとることができる者であつて知事が適当と認めるもの(以下「緊急時等連絡先」という。)が連署」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定にかかわらず、入居権利者から同号の請け書に緊急時等連絡先の連署が得られない旨の申出があり、かつ、知事が当該申出を相当と認めるときは、同号の請け書への緊急時等連絡先の連署を要しないものとする。

第十二条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、「同条第二項」の下に「中「入居権利者」とあるのは「承継人」と、同条第三項」を加える。

第十六条第一項及び第三項中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同項ただし書中「未納の家賃又は当該入居に係る」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、県は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、県に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。

第十八条中「次条第四号に掲げる費用」を「知事はその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改める。

第十九条第四号を次のように改める。

四 前条において県が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県営住宅条例（第二十一条から第二十三条まで、第三十条、第三十九条、第四十三条第三項及び第五十条を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の埼玉県営住宅条例第十三条第二項の規定により有効期間を付して承認された入居申込者が連帯保証人の連署した請け書を提出し、承認を受けた場合又は同条例第十四条第一項の規定により連帯保証人の変更の承認を受けた場合は、これらの連帯保証人は承認を受けた日の属する月の近傍同種の住宅の家賃の額の六月分又は五十万円のいずれか低い金額を限度として、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行する責任を負うものとする。

4 改正後の埼玉県特定公共賃貸住宅条例第十条及び第十二条の規定は、施行日以後に入居の承認を受ける者又は入居権利者の地位の承継の承認を受ける者について適用し、同日前に入居の承認を受けた者又は入居権利者の地位の承継の承認を受けた者については、なお従前の例による。

（埼玉県特別県営住宅条例の一部改正）

5 埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項」を、「行う」の下に「と、埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例附則第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」を加える。

第八条の二第一項中「第五十九条まで」の下に「並びに埼玉県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項」を加える。